

大阪府市港湾審議会の共同設置に関する協議について

大阪府市港湾審議会を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府市港湾審議会共同設置規約案

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して、港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する地方港湾審議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の地方港湾審議会は、大阪府市港湾審議会（以下「審議会」という。）という。

(執務場所)

第3条 審議会の執務場所は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号とする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、大阪府市港湾委員会（以下「港湾委員会」という。）又は大阪府知事（以下「知事」という。）若しくは大阪市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、大阪港、堺泉北港及び阪南港の計画、開発、保全及び運営その他のこれらの港湾に関する重要事項について調査審議し、港湾委員会又は知事若しくは市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第5条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第6条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから港湾委員会が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 港湾関係者

- (3) 大阪府議会議員
- (4) 大阪市会議員
- (5) 大阪市を除く大阪府内の関係市町の長
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 大阪府内の関係市町の住民

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第8条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、港湾委員会が選任する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、在任委員及び議事に關係のある臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第6条第5号又は第6号に掲げる者のうちから選任された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参加することができる。

(部会)

第11条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(負担金)

第12条 審議会に要する経費は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定めるものとする。

- 2 大阪府は、前項の規定による負担金を大阪市に交付しなければならない。
- 3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(予算)

第13条 審議会に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第14条 市長は、審議会に関する決算を大阪市会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第15条 審議会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、府市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員及び臨時委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第16条 大阪市は、委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員及び臨時委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ大阪府と協議しなければならない。

(補 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に属する事項に係るものに関し必要な事項は、港湾委員会が、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に属する事項以外の事項に係るものに関し必要な事項は、知事及び市長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪府地方港湾審議会条例の一部を改正する条例（平成 年大阪府条例第 号）の施行の日又は大阪市港湾審議会条例の一部を改正する条例（平成 年大阪市条例第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方港湾審議会を大阪府と共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。